令和6年12月13日

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

　令和６年１２月１３日に建設業法施行令及び同規則が一部改正され、工事の落札者は、「工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象※に関する情報」があると認められる場合には、落札決定日から契約締結までの間に発注者に対して、当該情報がある旨を通知することが義務付けられました（建設業法第２０条の２第２項）。

　落札決定後から契約締結までの間に上記の事象に該当する場合は、「建設業法第２０条の２第２項に基づく通知書」を発注者に御提出ください。

　※建設業法施行規則第１３条の１４第２項で定める事象

　　・主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

　　・特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

　令和６年１２月１３日以降に契約を締結する案件から適用します。

　なお、通知書及び記入例は「[各種様式・用紙](https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e012/shigotosangyo/nyusatsukeyaku/kakushuyosiki.html)」に掲載しています。ご確認ください。